

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

制定 平成八年十一月八日 公安委員会規則第十号
改正 平成十四年四月一日 公安委員会規則第八号
平成十七年三月四日 公安委員会規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成八年高知県条例第四十一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(届出の方法)

第三条 条例の規定による届出をするときは次条第二項又は第五条に規定する届出書を正副二通提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出するときは、当該届出書に係る利用カードを販売する自動販売機の設置場所を管轄する警察署長を経由してしなければならない。ただし、同時に二以上の利用カードを販売する自動販売機に係る第五条に規定する届出書を提出するときは、それらのうちいずれか一の設置場所を管轄する警察署長を経由してすることができる。

3 前項ただし書の規定に基づきいずれか一の設置場所を管轄する警察署長を経由して第五条第一項に規定する届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域にある二以上の利用カードを販売する自動販売機について同時に次条第二項に規定する届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされている書類のうち同一内容となるものがあるときは、当該同一内容となる書類については、一部をこれらの届出書の正本一通に添付するものとする。

(利用カードを販売する自動販売機の設置届)

第四条 条例第五条第一項第五号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第九項の店舗型電話異性紹介営業である場合にあつては

その営業所の名称及び所在地、同条第十項の無店舗型電話異性紹介営業である場合にあつては当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)及び事務所の所在地

(二) 自動販売機を管理する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(三) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(四) 自動販売機の設置場所の周囲の略図

(五) 自動販売機の設置場所の平面図

二 条例第五条第一項の規定による届出は、別記第一号様式による利用カード自動販売機設置届出書によりしなければならない。

三 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 利用カードを販売しようとする者が個人の場合にあつては、住民票の写し(外国人のときは、外国人登録証明書の写し)

(二) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(三) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(四) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(五) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(六) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(七) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(八) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(九) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十一) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十二) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十三) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十四) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十五) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十六) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十七) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十八) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(十九) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十一) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十二) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十三) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十四) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十五) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十六) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十七) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十八) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(二十九) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(三十) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(三十一) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(三十二) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

(立入調査証明書)

第七条 条例第十一条第三項の身分を示す証明書の様式は、別記第四号様式による立入調査証明書のとおりとする。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成十四年四月一日公安委員会規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月四日公安委員会規則第三号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。